

しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限

島根海区漁業調整委員会指示第4-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示する。

令和4年3月31日

島根海区漁業調整委員会会長 中 東 達 夫

1 制限の内容

中型まき網漁業（しいらつけ漁業に限る。）によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、当該漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年6月1日から令和7年5月31日までとする。